

2013.1.24

## 中小企業の企業年金の見直しについて

横浜国立大学／山口 修

加入者・受給者から見た厚生年金基金（以下「基金」と略す）の意義とは、国の給付に加えて支給される上乗せ給付を受給できる点にあり、逆に基金の存立の基盤はこの上乗せ給付を確実に実行していくことにある。また、加入者・受給者にとって代行部分の給付は基金制度の有無に関係なく受給できる厚生年金の一部であり、この受給権の確保は公的年金の信頼性に係わる問題として、死活的に重要である。このため、基金は社会保険制度の一翼を担う法主体として、代行部分の給付責任という基本的かつ重大な使命を負っている。

しかし、最近の基金の状況を見ると、約4割の基金が上乗せ給付に必要な積立金を全く保有していないばかりでなく、国の給付を代行するために必要な額を下回る積立金しか保有せず、いわゆる代行割れの非常状態に陥っている。

このような状態は、いわば企業が債務超過となって、上場廃止・事業整理が必要になる事態と同列のものであり、存立の基盤が失われている基金はすみやかに解散できるよう環境の整備を進めて問題の拡散を防ぎ、できるだけ厚生年金本体に損害を与えないような対策を講じる必要がある。

あわせて、代行部分の資産を保有することによって利差益が拡大し、代行メリットが生じるという年金制度モデルは、市場リスクの高まりの中で、逆方向に作用するなど時代の変化に適合しなくなっている。この年金制度モデルは、厚生年金本体から借りた資金を用いてリスク資産等に投資し利鞘を稼ぐというものであるが、調達に見合って運用をコントロールするための手法が不十分であり、モラルハザードが生じる危険性をはらんだ構造となっている。

例えば銀行などの場合には、市場で資金調達して有価証券運用をする場合には、自己勘定で損失をカバーできる水準等から許容されるリスク総量の極度を定めて、評価損が一定水準に達すれば損切りして投資を中止するなどの方法により運用・調達のバランスをとって財政規律を維持している。しかし、基金の場合にはそのような自律的な財政規律の維持装置がビルトインされておらず、専ら基金のガバナンスのみに委ねられているため、ブレーキが効かない状態になって、許容範囲を超える損失が生じるリスクを常に内包している。

このため、今後の厚生年金本体の財政に与える影響を考慮した場合、このようなリスクコントロール上不完全な構造の制度を存続させる弊害は大きく、一定の期間を設けてすべての基金が代行制度を廃止して、上乗せ給付の支給という

本来の企業年金の姿に円滑に移行できるよう、適切な政策を推進することが望ましい。

加えて、年金財政方式の在り方を考えた場合にも、厚生年金本体が賦課方式に徐々に移行していく中で、その一部分を構成している基金の代行制度だけが一定水準の積立を維持する積立方式を継続する考え方については、積極的な意義を見出すことが難しく、将来的に十分な説明責任を果たすことができなくなる可能性が高い。

一方、給付水準の更なる見直しが懸念される公的年金を補完するために、企業年金をはじめとする私的給付の役割はますます重要になっていくものと予想されることから、これまでの制度設計の問題点を踏まえた上で、企業年金の選択肢の多様化など中小企業の企業年金の発展に向けて、以下の意見を申し述べたい。

#### < 中小企業の企業年金の発展に向けて >

##### 1. 財政不足の発生しにくいDB制度の導入

DB制度では掛金率や債務評価の前提として、利率、脱退率、死亡率や昇給率などの計算基礎率を定めているが、これらと現実の運用利回り、退職・死亡の状況、昇給実態との間で乖離が生じると財政上の過不足が発生する。最近の状況で特に影響が大きいものは、予定利率と実際の運用利回りの差によって生じる利差損益である。

運用が低迷し財政上の不足が増加すると、それを償却するために追加の掛金が必要となるが、中小企業の場合、掛金引上げの対応力が十分でない場合が多く、不足金の償却が進まない事態が懸念される。このため、運用利回りが予定利率を下回りにくい、又は下回っても不足金が発生しにくいような制度設計にすることが考えられる。

例えば、あらかじめ予定利率を1～2%程度に低く設定して、その予定利率に基づく掛金の元利合計に近い給付額を支給する給付設計を行うとともに、予定利率に見合うリスクの低い運用資産構成を選択して利差損の発生リスクを抑える方法が考えられる。

この方法では利差損益や脱退差損益の額が一般のDB制度に比べて大幅に低減されるため、掛金変動リスクの許容限度が小さい中小企業に適合する制度設計となり得る。

##### 2. 不足金が発生しにくいCB制度の導入

キャップバランス（CB）制度は、母体企業と加入者・受給者との間で運用リス

クをシェアするものであり、母体企業の運用リスクの負担の程度は DB 制度と DC 制度の中間に位置する。このような CB 制度において不足金の発生をさらに抑制するための手段としては、

①採用されている利息クレジットの指標に見合う期待収益率となるように運用資産構成を見直して運用リスクを低減させる、反対に

②運用資産構成を前提に利息クレジットの指標を拡大して、例えばそのファンドの運用実績等を選択できるようにする

の2つの方向性が考えられるが、②では給付に反映される指標の運用リスクが大きくなり、一方的に加入者・受給者がリスクを負担する立場になり、運用資産構成を決定する企業側のリスクが減少するため、運用資産構成の決定においてモラルハザードが生じる虞がある。

したがって、基本的には①の方法、すなわち利息クレジットに用いる指標として、例えば国債の利回りを基準とする場合は、運用も国債を中心とする債券運用に限定するなどの方法によって、不足金の発生を抑制すべきであり、仮に②の方法をとる場合には、一定の受給権保護の仕組みを併用して、モラルハザードの防止に備えることが必要となろう。

### 3. コストの低減化を徹底した DC 制度の導入

総合型基金の母体となった組織基盤を活用することにより、個々の企業が実施するよりもコストの安い投資教育や加入者サービスの提供が可能となる。このため、一度に多数の人を集めて行う集合研修のほかに、e-ラーニングなど IT 技術を活用した簡便な投資教育の導入など、中小企業を意識した多様な選択肢を用意する必要がある。

また、投資教育のコスト負担が大きいことから、これを省略して資産運用委員会が一元的に運用を行う案もあったが、DC の基本的なコンセプトは「自己の判断に基づく結果であるから、よくも悪くもそれを甘受する」というものであり、この自己判断を行うための前提としての投資教育であることを考えれば、それを全く省略してしまうことについては慎重に判断すべきであろう。

代替案として、例えば、中小企業に限っては、元本確保ファンドとバランスファンドの2つから二者択一で選択する簡易な方式を認めることなどが考えられる。その際、バランスファンドのポートフォリオ構成については、厚生労働省が設置する DC 運用委員会（仮称）において有識者の協議を経て、毎年、推奨すべきガイドラインを提示し、それに適合する商品を運営管理機関が提供することにより、加入者にとって選択肢の確保と受け入れやすい運用内容の提示の両立が可能となるのではなかろうか。

その場合には、加入者教育の内容も、専ら DC 制度の仕組みやライフプラン教

育を中心として行うことになり、投資に係わる教育ウエイトを軽減させることが可能となろう。

#### 4. 中小企業振興の観点からの税制優遇措置の検討

公的年金の給付が調整されていく中で、私的年金の役割が増大する流れは先進諸国に共通するものである。我が国においても今後、改めて公私年金の役割分担、位置づけを明確にした上で、新たな個人年金の創設など私的年金拡充のための税制優遇策を公共政策の観点から整理していくことが必要となろう。

一方、今回の基金制度の検討にあたっては、基金廃止後の受け皿の整備が急がれるという事情があり、現行の枠組みの中で、中小企業振興の観点から企業年金の優遇策を講じる必要性が高い。すでに DC 年金においては、本人によるマッチング拠出が認められているが、企業負担を超えて拠出できないという制限もあり、予想されたほどには普及が進んでいないのが実情である。

基金制度廃止後の中小企業の勤労者が、老後の所得保障を劣化させないために、拠出限度額の範囲内という現行制度の大枠の中で、中小企業に限って、本人拠出は企業負担を超えて可能とすることを検討すべきであろう。

また、DC の原資が退職金制度からの移行であることが多い点を勘案し、米国の例なども参考に、途中引出し時にはそれまでに非課税とされた税額を追納する税制上の中立化を行うことにより、いざという時に払い出せるような仕組みを用意する必要がある。このような政策支援によって、余裕の少ない中小企業においても DC 制度のさらなる普及が期待できよう。

あわせて、企業年金を有しない中小企業等の勤労者や自営業者の老後保障機能の強化を図る観点から、日本版の IRA（個人退職勘定）や日本版のリースター年金などについても、包括的な検討を開始すべきであろう。

以上